

# 休憩裁判通信

JR東海労新幹線関西地本  
休憩裁判プロジェクト発行  
2025年5月24日  
No.5

## 原告準備書面（１）【シリーズ２】

今回は、原告準備書面（１）の中で実際、本件当日に原告浦谷さんが、具体的に被告（会社管理者）とのやり取りをした内容を紹介します。

原告浦谷さんの当日の勤務は変臨T9043行路{いわゆるトンボ（日勤）}で、上り列車は試7992A、下り列車は9421A担当でした。

原告準備書面（１）P11 2.「(2)」の「ア 出勤してから9421Aの乗務が終了するまでの事実関係について」

エ 試7992Aは4時間1分の遅れで東京駅に、16時52分に到着した。乗務時間は6時間5分となり、その結果、出勤からの労働時間は7時間22分となったいた。

また、所定の下り列車9421Aが所定出発時刻（17時18分）で発車するまで2.6分しか時間が残っていなかった。

オ 東京第一運輸所に到着し、M運転士と打合せ後、到着点呼を受けた。以下は、原告とM運転士が、到着点呼を受けた時の被告（当直助役）とのやり取りの要旨である。

**原告：**到着点呼です。大阪大二運輸所変臨TとB9043行路、試7992Aの到着点呼です。（敬礼）

**当直：**はい点呼。

**原告：**試7992Aは241A分の遅れでした。

**当直：**大阪第二運輸所の変臨TとB9043行路の車掌さん、運転士さん、お疲れ様でした。7992Aの遅れが、241分ですね。それでは、大変お疲れのところですが、この点呼で下りの9421Aの出場点呼を一緒に取ります。ただ今、東京駅で他の乗務員が出て車看をしてるので、このまま行って下りの9421Aに乗務して下さい。丁度、間に合うタイミングです。

**原告：**えっ！このまま行く！？私ら、今着いたばかりです。今、言ったように4時間も遅れ、朝から何も食ってない。休憩できず食事も出来ないんですか？休憩させ食事させて下さいよ！

**当直：**今から行って頂いたら、間に合います。

**原告：**それはひどい。休憩時間をくれないんですか！？朝から7時間半も経っている

んですよ！労基法違反になりますよ！それでも良いんですか！？

当直：はい。今から行って下さい。

原告：おかしいでしょう。4時間も遅れている。こんな無茶なことをさせるなら、東京に到着前、連絡や要請があつて当然でしょう。何故連絡をくれなかったんですか？そんな連絡も事前にしないで、到着してからすぐ、いまから乗務しろなんておかしいでしょう！？

当直：（無言）

原告：食事もしていないんですよ。このまま新大阪に帰るまで食事も出来ないんですから。休憩させて下さいよ！

当直：（無言）

原告：4時間遅れて6時間も乗務してきましたんです。分かってますか？疲れて倒れたり事故を起こしたらどう責任取るの！？責任取れますか？

当直：（無言）

原告：労働時間が8時間になるまでに休憩なかったら労基法違反ですよ！それでも乗れというんですか？

当直：9 4 2 1 Aは所定で発車の予定です。

原告が以上のような当直助役と抗議のやり取りをし・・・、不満を抱えつつも渋々東京駅ホームに向かった。下り9 4 2 1 A発車までの時間は2 6分しかなかった。所定の到着後折り返し時間1 9分と出場前の折り返し時間2 4分が合計2 6分に削除されたのである。

以上のように、原告浦谷さんは東京に到着してから、一切の休憩時間を与えられず、食事もさせてもらえないまま、下り列車に折り返し乗務させられたことに対し、クルーを代表して強く抗議しましたが、東京の当直助役には、全く聞き入れてもらえませんでした。

その結果、休憩時間も食事時間も与えられない上に、到着から出場までの準備時間も大幅に削られました。

次号は、原告浦谷さんが、下り列車9 4 2 1 Aにて新大阪帰着後の被告（会社管理者）とのやり取りを掲載します。